

経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合（第3回）議事録  
日 時：令和7年6月11日（水）10時00分  
場 所：WEB会議（財務省第1特別会議室を含む）

## ○岡村座長

ただいまから「経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合」の第3回を開会いたします。

本日も、委員の皆様方の御理解、御協力をいただき、オンラインを利用した会議とさせていただきます。

本日の出席者一覧は、お手元にお配りさせていただいております配席図を御確認ください。

また、オンラインで御出席の方につきましても接続の確認ができております。

会議の途中でパソコン操作などに支障を生じましたら、事務局を呼んでいただくか、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡をいただければ対応させていただきます。

前回の専門家会合では、岩崎教授より「デジタルガバメントの国際比較と経済社会のデジタル化の進展」について御紹介いただいたほか、「国境を越えたEC取引に係る適正な課税に向けた課題」などについて委員の皆様の間で活発に御議論いただきました。

本日は、初めに、「国境を越えたEC取引に係る適正な課税に向けた課題」について事務局から前回の議論を踏まえた説明をしていただき、次いで、昨年年第1回当専門家会合でも今後の課題として紹介いただいた「税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応」及び「事業者のデジタル化・税務手続のデジタル化に向けた取組」について事務局及び国税庁から説明をいただきます。委員の皆さんからは当議題に関してまとめて御意見をいただき、議論できればと思います。また、最後に「個人住民税の現年課税化」について、令和5年の政府税調答申において課題と対応の在り方について検討していくことも重要としていることを踏まえ、総務省から御説明をいただき、委員の皆様から御意見をいただきたく存じます。

それでは、申し訳ございませんが、ここでカメラの皆様は御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

## ○岡村座長

それでは、議題に入りたいと思います。

まずは資料のデ3-1「国境を越えたEC取引に係る適正な課税に向けた課題」について、財務省主税局税制第二課の田中課長、よろしく願いいたします。

## ○田中主税局税制第二課長

私からは、「国境を越えたE C取引に係る適正な課税に向けた課題」を御説明いたします。

2 ページですが、これは昨年11月と先月の専門家会合で御議論いただいた際にもお示ししたものです。国境を越えたE C取引には次の2つの形態が存在するというところで、一つがいわゆるフルフィルメントサービス、もう一つが海外から直送されるような形態で、それぞれ課題があることを示しております。赤の点線囲いにありますように、国外事業者による多くの無申告が生じているおそれ、あるいは下の囲みにございますように、国内で取引を行う小売業者等と競争上の不均衡が生じている可能性があるといった課題をお示ししております。

3 ページですが、先月の専門家会合でお示しした資料ですけれども、この少額貨物の課税フローを検討するに当たって、主にE U方式と豪州方式、2つの形態が存在するというところで、その業務フローを紹介させていただきました。

E U方式は、少額輸入免税制度自体を廃止する方式で、原則として登録を受けたE C事業者が納税をするもの。ただし、登録は任意という方式でございます。他方、豪州方式は、売上規模等が一定の閾値を超えたE C事業者にすべからず登録義務を課して、当該登録を受けた事業者による少額輸入貨物の取引についてのみ少額免税制度を廃止する方式。この業務フローをお示しし、また、それぞれの方式のメリット、課題について御説明をさせていただき、御議論を頂戴しました。

4 ページですが、2回にわたり様々御意見を頂戴しましたが、主な御意見を1枚にまとめてございます。

1 ポツ、フルフィルメントサービスを利用する国外事業者による消費税の無申告への対応ですが、多くの委員の方々から、デジタルサービスと同様に物品販売についてもプラットフォーム事業者が納税義務を転換すべきではないかという御意見を頂戴しました。2 ポツですけれども、少額輸入貨物に対する消費税の免税制度への対応です。1つ目の●にございますように、諸外国においては、この少額免税制度の見直しが先行して進んでいる状況にあり、各国の状況等も参考にしながら見直しを進めてほしいという御意見を複数の委員から頂戴しております。また、2つ目の●ですが、海外事業者による格安な越境E Cが非常に伸びているが、このビジネスモデル自体が少額免税制度を利用したもので、国内事業者との競争においてアンフェアな状況である。国内外の事業者間のイコールフットィングを確保するため迅速に対応する必要があるという御意見も複数の委員からいただきました。

その上で、検討の方向性でございます。課税方式につきましては、通関の現場の負担を踏まえると、豪州方式を採用せざるを得ないと思うという御意見を前回5月の会合で複数の委員から頂戴しました。また、課税の公平性の観点から、中長期的にはE U方式も考えられるかもしれないが、ただ、通関の現場が対応できないのは明らかなので、当面は豪州方式を採用するのがよいという御意見も頂戴しました。

次に、国外事業者への執行についてです。豪州方式を仮に採用する場合、国外事業者が納税義務を履行しない場合、それに対処する方策が必要という御意見を複数の委員からいただきました。また、国外事業者の国税当局への登録に関し、先ほど申し上げたようにEUでは任意、豪州では義務ですけれども、そのいかにかわらず制度にのっとり事業者の登録を促していくことが重要という御意見を頂戴しております。最後に3ポツですが、1ポツと2ポツに共通した意見であると受け止めておりますけれども、1つ目は、フルフィルメントサービスにおける対応と、少額免税制度への対応、これはどちらかだけを手当てしますと国外事業者がもう片方に流れてしまうおそれがありますので同時に対応すべきという御意見を複数の委員から頂戴しております。また、通関業務がいたずらに遅れること、徴税コストが上がってしまうことが無いようバランス感が必要という御意見を頂戴しております。最後に、越境ECを利用したBtoCだけではなくBtoBの仕入れもあるだろうということで、制度を検討する上ではそうしたことにも意識を払って検討を進めてほしいという御意見を頂戴しております。

#### ○岡村座長

田中課長、ありがとうございます。意見交換は事業者のデジタル化までの議題を併せて行います。

それでは、資料のデ3-2「税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応」について、財務省主税局税制第一課の竹内企画官、よろしく願いいたします。

#### ○竹内主税局税制第一課企画官

資料のデ3-2は、第1回の当専門家会合でも具体的な事例を御紹介しましたが、税務調査の際に国税当局が求める資料等が提示・提出されず正確な事実関係を確認することができない事例が把握されていることを踏まえ、納税者に協力を促すための措置について御議論いただくためのものでございます。

2ページは与党の税制改正大綱の抜粋ですが、そこでも検討についての記載がされています。

3ページは第1回の当専門家会合でいただいた御意見をまとめたものです。損金算入を否認する、経費として認めない、あるいは課徴金のような新たな行政上の措置等について御議論、御意見をいただきました。また、データを活用することで調査を効率化できるといった御意見もいただきました。

4ページは第1回の当専門家会合で御説明した事例の一つをさらに細かくまとめたものです。取引実態の確認には調査対象者による支払いの詳細な情報の提示・提出が必須です。こうした中、極めて簡単な方法で利益調整にも使えてしまう、グループ会社間で経費配賦を行うシェアードコスト契約が普及しております。調査対象者から十分な資料の収集ができず、実態確認ができない事例が発生してございます。

5ページは御議論いただくための論点を記載した資料です。資料の提示・提出を拒

む納税者に対してどのような効果を生じさせることが有効と考えられるか。対象とする取引相手・取引の範囲をどう考えるか。支配関係など一定の関係にある者との取引に限るのか。国内取引も含めるのか。仕入れのような物の移動を伴う取引も含むのか。資料の範囲については納税者に過大な負担とならないよう、あらかじめ一定程度明確化した方がよいと考えられますが、調査対象者に保存義務のない資料を求めることをどう考えるか。あるいは、真に資料がない場合、提示・提出できない場合はどうするか。こうした観点から御議論をいただきたいと考えております。

7 ページは参考までに諸外国の制度をまとめた資料です。アメリカでは正式提出要求手続があり、納税者の義務にもなっています。裁判所のサモンズに基づく手続があり、資料の保有者が国外に在る場合には国内の代理人を指名します。ドイツ、オーストラリアは納税者自身に情報収集を求めています。効果は推計課税や裁判における証拠排除などが定められております。

#### ○岡村座長

次に資料のデ3-3「事業者のデジタル化・税務手続のデジタル化に向けた取組」について、国税庁企画課デジタル化・業務改革室の菅沼室長、御説明をよろしく願います。

#### ○菅沼国税庁長官官房デジタル化・業務改革室長

説明資料に沿いまして、事業者のデジタル化・税務手続のデジタル化につきまして御説明いたします。

まず飛んで恐縮ですが、4 ページをお願いいたします。事業者のデジタル化の取組概要でございます。中段の左右2つの箱のまず左側ですが、これは紙による事務処理の場合です。例えば、買い手は様々な証憑をパソコンで作成しながら、印刷をして郵送することになります。そうしますと、受け取った側はその書類のデータをまた再度パソコンで入力をするという手続が生じます。せっかくデータがあるのにアナログの手続を挟むことで、入力の手間がかかるだけでなく転記ミスリスクも発生します。右側は、デジタル化による事務処理が実現した場合ですが、こちらの場合は売り手が作成したデータをそのまま送信するため、買い手はそのデータを活用して後続の作業が可能となります。

上の箱の下2行の青字で記載しているとおり、単純誤りの防止による正確性の向上や事務の効率化による生産性の向上など、事業者にも大きなメリットがございます。

5 ページをお願いいたします。こちらは取引の発生から申告・納付までの各段階を図示したものでございます。クリーム色の方が現状で、こちらは手作業と書かれた矢印が複数ございます。ここでは先ほど御説明したデータがあるのにアナログの手続を挟むということがこの矢印のフローの中で起きています。国税庁では、青色でお示しているデジタルによる取引全体のシームレスな処理の普及を目指しております。この普及に当たりましては、大きく2つ課題があると認識をしております。

一つは、一番左側のフェーズの請求段階におけるデジタルインボイスの普及。もう一つは、一番右側の申告段階における財務諸表などの添付書類を含めたe-Taxの推進であります。

6 ページをお願いいたします。デジタルインボイスについてですが、こちらは共通の仕様が整っており、事業者間で異なるベンダーソフトを利用していても送受信が可能という仕組みになってございます。一方で、寄せられた声として下段の①、②、③とございます。①にあるとおり、認知度をさらに高めていく必要がございます。また、②にあるように、自社がデジタルインボイスで請求書をやり取りするためには、取引先もデジタルインボイスに対応するという必要がございます。自社のみならず取引先にも導入をしてもらうという必要がございます。

7 ページをお願いいたします。こうした声も踏まえて、下段の4つの箱のとおり、国税庁ではステップを踏んで事業者のデジタル化促進を進めております。まずは一番左側のSTEP 1 として、デジタルインボイスを知っていただくきっかけをつくり、STEP 2 として、興味を持った事業者を支援機関につなぐべく取り組んでおります。さらに、導入企業の取組をSTEP 3 で横展開することで、STEP 4 としてさらなる浸透を図る、このような考え方で進めております。

8 ページをお願いいたします。こちらはオンライン申告の利用状況です。国税庁では令和8年度までの目標値を設定して利用促進に取り組んでいるところです。法人税の利用率は一番上の折れ線グラフですが、昨年度が89.1%のところ、申告に併せて財務諸表などの添付書類も併せて電子申告をしていただくALL e-Taxというのが上から3つ目の折れ線グラフで67.7%となっております。この89.1%と67.7%の差が添付書類を紙で提出し、デジタルシームレスになっていない法人ということになります。

ページを飛びますが、11ページをお願いいたします。先ほど申し上げた財務諸表などの添付書類のe-Tax送信の課題でございます。上の箱、財務諸表の送信方法の2つのパターンを御覧いただければと思いますが、左側のパターン①のように会計も税務申告も同じベンダーソフトで作業する場合には、申告に当たり基本的には問題なく財務諸表を添付できます。一方、右側のパターン②のように会計と税務申告で異なるベンダーソフトを使う場合には、相互に互換性がない場合がございます。その場合に財務諸表をe-Tax送信するためには国税庁が作成した標準フォームというものを使ってデータを作成いただく必要がございます。この際、下の箱の一番下のパラグラフですが、最初の年だけなのですが、勘定科目を一般的な名称に変えるなどの自社の会計データをこの標準フォームの形式に変換する、言わば初期設定の手間がございます。これが課題になっております。このため、国税庁ではこの初期設定を解説する動画を配信するなど、分かりやすい広報に努めているところでございます。

## ○岡村座長

菅沼室長、ありがとうございました。

続けて、資料のデ3-4「事業者のデジタル化」について、財務省主税局税制第一課の竹内企画官、よろしくお願いいたします。

#### ○竹内主税局税制第一課企画官

資料のデ3-4の2ページをお願いいたします。取引から会計・税務までのデジタル化について、これまでの議論は図の左半分、会計ソフトまでに着目することが多かったのですが、税務ソフト、そして、e-Tax、eLTAXまでのデジタルシームレスが理想と考えています。ポイントは図にあるとおり、データ連携です。これが実現すれば、効率化や高度化のメリットは一層大きくなると考えています。

3ページ、データ連携が進まない要因ですが、システム間の相互運用性がないという点は大きいと考えています。相互運用性が確保された事例としてデジタルインボイスが挙げられ、こうした取組をさらに進めていくことが重要です。

4ページ、取引から会計・税務の部分を少し深掘りしています。取引先には取引の特性等が異なる様々な主体が含まれます。普及に向けては、上段の図にあるように、こうした特性等を踏まえ有効な方策を検討していくこと、また、下段の図にあるように、地域や商流の中核となる事業者を中心とした取組も有効と考えられます。

5ページ、これまでの専門家会合でいただいた主な御意見です。これは便利だ、仕事が効率化するといった事業者から見たメリットが大切。事業者の使いやすいシステムが求められる。ベンダーに対する期待が大きい。ビジョンやロードマップを示して段階的に取り組むべき等の御意見がありました。先ほど、ベンダー業界における協調領域の拡大の例としてデジタルインボイスを挙げましたが、デジタルインボイスを活用するに当たっての課題もあると聞いています。ユーザー側のニーズを踏まえ、課題を整理して対応していくことが求められていると考えています。

6ページ、検討に当たっての視点をまとめています。全体のデジタルシームレス化について共通認識を醸成していくこと。優先順位の高い論点及び施策を特定し、実行していくこと。こうした議論を深めつつ、将来像について解像度を上げていくことが重要と考えています。

#### ○岡村座長

竹内企画官、ありがとうございました。

それでは、ここまでの3つのテーマについて、質疑応答、意見交換に移りたいと思います。なお、本日御欠席の阿部特別委員から意見書の提出がございました。お手元にもお配りしておりますので、併せて御覧いただければと思います。

それでは、御質問等がある場合には、会場にいらっしゃる方も含め挙手ボタンを押してください。私から指名させていただきますので、指名された方はミュートボタンを解除して御発言ください。事務局への質疑については後ほどまとめて回答していただきたいと思います。

増井特別委員、よろしくお願いいたします。

## ○増井特別委員

税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応について、3点意見があります。資料の5ページですけれども、まず1つ目。シェアードコスト契約は多国籍企業グループの課税問題の一つです。したがって、移転価格税制とか過大支払利子税制とかいった既存の制度との相互関係の整理が必要だと思います。2つ目、真に資料の提出ができない場合をどう考えるかです。例えば完全被支配子会社が単体ではできないということはあると思うのです。首根っこをつかまれているようなときに単体でできないことをさせるのは不適切です。国外親会社の協力を促す工夫を組み合わせることが不可欠ではないか。3つ目、グループ共通経費の適正申告を促すためのインセンティブ措置といいますか、そういう視点もあっていいのではないかと。つまり、北風だけではなく太陽の方もあっていいのではないかと。例えば、情報提供といった一定の合理性が認められるものについては損金算入のクリアランスを出すといったような考え方です。これがシェアードコスト関係です。

もう一つ、税務手続のデジタル化についてです。国税庁の資料3ページで、AI・データ分析の活用ということが言われています。報道もされているところです。この点、AIガバナンスの視点が必要であると考えます。デジタル社会推進会議では、5月27日に行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドラインが出されています。これは省庁横断的なものですが、国税・地方税に固有のリスクや課題があるはずで、レビューして課題を洗い出す時期に来ているのではないかと考えます。

## ○岡村座長

宮永特別委員、お願いいたします。

## ○宮永特別委員

まず1点目として、国境を越えたEC取引に関しては、基本的には今までの御意見と御説明いただいた方向で良いと思いますし、やはり実務の立場を一番に考えながら、ある程度ターゲットとか理想を求めて少し準備期間などを確保した上で、例えば欧州のような方式にいずれ近づけていこうとするための要件などをもう少しきちんとしていく方が良いのではないかと思います。また、その検討には少し時間をかけた方が良いのではないかと感じることを従来から持っているということを他の方々の御意見に付け足させていただきたいと思います。

もう一つは、少額でもたくさんの量が海外から国内に入ってくる中で、日本の産業の中で（放置すると）残っていくものと残っていかないもの、それから、いざとなれば自国内でなんとか再生できるものなどを分けて捉えておく必要があるのではないかと。さらに、リサイクル社会になってきて、金属製品などで少額でも材料自体や一次加工、二次加工ぐらいしたところまで簡単に国内に入ってくるようなものの中で、日常生活などで普段使いするようなもので、国内に上手に蓄積・保存さ

れていくようなものであれば、（蓄積品と捉え得る面もあるので）少額免税制度の中で大目に見ても良いとか、ある程度戦略的な考え方で輸入品を捉えることがあっても良いのではないかと感じております。

次に2番目の問題として、グローバル企業における経費の配賦の問題については、企業の側でも、移転価格税制その他に関する対応も長い間やっていて、ノウハウも蓄積されてきておりますし、ある程度クリアになってきております。そういう中で企業側にもある程度の説明責任を負わせながら、逆に今度は当局の方から「ここはこういう姿であるべきではないですか」と、より具体的な事例で（改善案として）求めているながら、より良いものにしていくような形になれば望ましいと思います。

特に今、我々企業は、技術情報のネットワークとかERPというものをどんどんグローバルに展開していく中で、国内主体の事業の構造を変えていくこととなります。そして、ある時期になりますと、各国制度との対応のために、個々の企業なりに最も即した形でそのERPシステムを変え、また、それに附属する様々な情報システムなども変えていっております。その際に、いわゆる初期投資とその配賦の仕方については、様々な形態が出てきており、なるべく平準化したい企業と、なるべく早めに落としたい企業があります。これは企業が持つ事業の性格にもよりますので、そういうものとのバランスをいかに合理的に説明できるかというのは、（一義的には）これは企業の方に責任があると思います。その上で、そういう事例などを蓄積しながら、税務当局の方々にはそれを分析していただき、逆にまたそれに対する対案として、「ここはこういうようにできませんか」というカウンターのような提示を考えていただく。そのような、様々な意味での積み重ねが大事なのではないかと感じております。

もう一つ、3番目の問題として、デジタル化がどんどん進んでいく中で、それらをプロセスや手続きの中に取り込むときには、何らかのインセンティブを少し考えることが多いと思いますけれども、その一例として、事後の修正手続とか過年度修正が上手にできるようなことも大切だと考えます。そういう意味で、いろいろな作業をやっていくことでデータを蓄積し、どんどん改良していく中で、やはり（移行の）端境期や、企業の合併だとかいろいろなことがあったときに、「ある期間は過年度修正を柔軟にできるようになります、ですから、こういう形でやったほうがいいですよ」というような何らかのインセンティブなりを考えていただければ、さらに普及しやすいのかなと感じております。

#### ○岡村座長

佐藤特別委員、お願いいたします。

#### ○佐藤特別委員

資料のデ3-2の税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応について、若干意見を申し述べます。

4ページの右側の箱の一番下のポツにあるように、調査対象法人に過去20年間で3

回調査しているが、いずれの調査においても十分な資料提供はされないというふうな  
こういう事態が続いているということは非常に重大な問題であると認識をします。増  
井先生は太陽とおっしゃいましたが、私はどちらかという北風側でお話をさせてい  
ただきます。5ページの論点であるとする、これは第1回にも申し上げたかと思  
いますが、どのような効果かということについては損金不算入とすべきであると思  
えます。対象とする取引相手は、制度の理屈を立てると完全支配関係が望ましいと思  
いますが、これはどういう事例が問題になっているかという現実の問題を見ながら、場  
合によっては支配関係にある法人にも広げざるを得ないのかなと思います。これは  
また別の論点と関連します。国内取引の場合は基本的に親会社等に対する反面調査の  
権限が及びますので、ここは謙抑的に国外取引に限ってはいかがかと考えます。基  
本的には多国籍企業の外国親会社が問題になってくるだろうと、そういう認識もご  
ざいます。取引の範囲は難しいのですが、むしろ3点目の資料の範囲という方に  
関係があって、一定の支払いを損金に算入することを認めるということから考  
えて、その資産の取得か、役務の提供かというのではなく、いかなる理由で損  
金算入を認める、ないし求めるのかということとの関係で決まってくる問題  
であり、したがって、3番目の問題の資料の範囲は端的に配賦された費用の計  
算根拠が分かる資料となるだろうと思います。真に提示・提出ができない場  
合、完全被支配会社を先ほど例に挙げられましたが、むしろその場合は親会社  
の意向として手のうちを明かしたくないという要求、要請の方が日本にお  
ける法人税負担を減らす要請よりも大きいのだと考えれば、そういう場合は  
真に提示・提出ができない場合とは異なると私は考えております。ですので、  
完全親会社の所在国の法制との関係等で提出を求めることができない、ある  
いは提出しようとするとならば法令に反するというような場合に限ってこの  
提出ができない場合というように認識いたします。正当な理由という言葉で  
制度上は組んでおいて、それを実際の事例に合わせて運用していくことが適  
切であろうと考えます。

それから、国税庁の資料3ページのA Iの件ですが、これは国税庁には別の審  
議会のときに申し上げましたが、A Iバイアスの問題に留意する必要があります。  
ガバナンスももちろんそうなのですが、別の研究会で、これはEITC絡みです  
から日本に全くすぐ持ってこられることではありませんが、A Iで調査対象  
を選んでいるときに、人種を入力していないにもかかわらず調査対象として  
選択された対象が人種的に偏っているという事例があった、ないしはその  
ようであるというような情報はIRSについても報告を受けたことがあります。

ですので、A Iを使って課税対象、徴収対象を選択するのは非常に効率的  
でよろしいかと思いますが、なお、そこにA Iバイアスというようなもの  
があり得ること、それを常に精査しておく必要があることを申し上げてお  
きたいと思っております。

## ○岡村座長

それでは、New Storiesの太田先生、お願いいたします。

## ○太田株式会社New Stories代表取締役

私の方から、事業者のデジタル化と税務手続のデジタル化について3点申し上げます。特定のページというより、何か所かに出てきているデータ連携と現状の企業間サービスの相互運用性がまだ低いというところを中心に申し上げます。

1点目、一つ国際的な動きとして2020年の6月だったと思うのですが、国連からRoadmap for Digital Cooperationというデジタルの協力に向けたロードマップというのが公表されています。その中に一つデジタル公共財（Digital Public Goods）という考え方があり、課題意識としては、これは直接の契機はパンデミックなのですが、企業のデジタルサービスが、当たり前かもしれませんが顧客囲い込みのために相互運用性が低いままであると。したがって、そういったサービスへの包摂的なアクセスだとか、今回テーマになっている相互運用性が低いままであると。その課題意識の中からデジタル公共財という考え方を行政サービスだけでなく準公共的な教育ですとか医療ですとか農業ですとかそういったところに当てはめていこうというような提案です。具体的には2023年から28年の5か年のロードマップが発表されていて、そこに50-in-5という5年以内に50か国でデジタル公共財をつくっていこうというような提案があり、5月時点では25か国、ヨーロッパからはエストニアですとかノルウェー、フランス、アジアからはシンガポールが参加してデジタル連携基盤等を整備していくということをやっています。それが1点目です。この動きは結構国際的な動きですので見ていった方がいいかなと。

2点目は、デジタル公共財といったときに特に企業サービスは競争していますので、競争領域と協調、相互運用性等を含めて横断的領域とどうやって分けていくのかということがあるかと思えます。これは今年の初めにデジタル庁の方で一般論として整理を始めています。具体的には、レイヤー（層）に分けて、上位のサービスやルールから始まり、真ん中のほうにデータがあって、下のほうにハードウェアですとかインフラがあるという中で、今回テーマになっているデータの連携に着目して、上の方のサービスはもちろん競争するけれども、データ連携とか相互互換性は横断的にデジタル公共財として企業間が協力するような考え方ができないだろうかということが提案されています。こういった動きをうまく税務ですとか会計の企業間サービスの相互連携つなげていけたらなと思っております。それが2点目です。

3点目、デジタル公共財はDigital Public Goods Allianceというところが主導しているのですが、先ほど申し上げたようにノルウェーですとかデンマークですとかシンガポール、電子国家で結構進んだ国が入っていますので、近い将来、行政サービスもこういった規格、基準に組み込まれる可能性が、例えばPeppol等を含めてあると思いますので、ぜひこの動きをモニタリングして、こういった会計・税務あるいは取引、こういったところのデジタル公共財の考え方をうまく取り入れていくのがいいのではないかと考えております。

## ○岡村座長

太田特別委員、お願いいたします。

## ○太田特別委員

私からは、事業者のデジタル化についてです。

相互運用性の問題ですけれども、事業者のデジタル化について事業者が「検討してみよう」となるには、やはりユーザー目線の使い勝手のよさ、業務の効率化といったことが目に見えることが重要ではないかと思っております。デジタルシームレスについて周知活動を行う最中に、後から「使い勝手がよくなかった」といった状況になれば、推進活動に支障をきたします。そのため、単に相互運用できるだけでなく、ユーザーにとって使い勝手がよい状態で相互運用性が確保できることが望ましいと思っております。

それから、それに対して政府側に求められる役割ですけれども、デジタルシームレスを進める上では、やはり地域の中核となる事業者が採用しなければなかなか前に進まないのではないかと思います。この事業者は小さなインセンティブではなかなか動かないと思っております。そうであれば、「生産性の向上にみんなで取り組むことは社会的に重要な意義がある」ということや、「申告の適正に資するものである」ということ、そして、「この取組は社会貢献の一つの形なのだ」というような方向性が示されることが意味のあることではないかと思っております。そうしたことで社会的に一定の評価が得られるようにすることが効果的だと、そう思っております。

## ○岡村座長

辻委員、お願いいたします。

## ○辻委員

私からは、国境を越えたE C取引の件です。先ほど宮永特別委員が指摘されたところと大分ダブるのですが。資料4枚目に今までの意見をまとめていただいています、その2番のところの①課税方式のところを豪州方式を採用せざるを得ないけれども、中長期ではEU方式も考えられるかもしれないというまとめになっていて、今回の議論を考えるとこんな感じかなという気はします。ただ、私がやはり気になるのが、前回も御提示いただいた13ページ。ここに現行のEU方式の状況に対する評価、最初は大変だったけれども、現在は問題なく実施できているという見解があった後に、制度を見直す場合の課題として、しかし、いろいろ他に負担が増大するですとか、ミスがあるかもしれないですとか幾つかの課題が書かれています。事実問題としてぜひ深めて実態をお知らせしていただきたいと私が思うのは、結局今EU方式が上手くやれているとして、日本でできないとすればその理由が例えば人手不足という人事上の資源の問題なのか、それともシステム上の問題なのか、それとも制度上の問題なのか。もしくはやれていると称していますが、パフォーマンスが悪いということなのか、

そこら辺のところもう少し分かると、これが中長期の課題なのか、そうではないのかも含めてもう少し歯切れよい議論ができるのではないかと思います。他国のことにやり方によっては、けちをつけることになるので、議論の仕方は難しいところはあるかもしれませんが、今、分かっている範囲でこれはどういう状況になっていて、今後の進むべき方向としてはどう考えているのかを改めてお聞かせいただけたらと思います。

#### ○岡村座長

庄司先生、お願いいたします。

#### ○庄司武蔵大学社会学部教授

今まで出てきている幾つかの御意見と重なるところはあるのですが、私も1つ目、国境を越えたEC取引に係る適正手続の話と、それから、デジタルシームレスの話と重なるようなところでまず3点話をしたいと思います。

例えば、デ3-3の5ページです。現在のデジタルシームレスの流れで矢印、左から右に流れる資料がありましたけれども、今ある手順を前提とせずに見直しをしていくということが必要だろうと思います。今ある手順を単にデジタル化していくよりも、データ連携によってそれを回避したりとか、より効率的に同時に進めたりとかすることも可能になるはず。現状を一個一個デジタル化していくのではなく、これをもっと手順からして変えられないかという前提も持ちながら次世代の手順を書いていく必要はあるだろうと思います。

2つ目は、利用者の方にやはり納得していただき、より多く使っていただく必要があるということ、ユーザーをよく理解する必要があると思います。利用者にとってのメリットは何なのかです。あるいはモチベーションはどういうものなのかということに対しての考察であるとか、実際にどうすれば利用者の方にとって実感できるメリットを出せるのか。他の国では電子政府関係で、ユーザーと一緒にデザインする取組も結構行われております。どうしても技術的にデータがこう流れるだろうとか制度的にこうすればいいだろうと考えがちですけれども、ユーザーに対する洞察とも組み合わせながらこういったフローを考えていくという必要があると思います。

3つ目は、強いインセンティブについてです。時間がかかると移行期に物すごく手間とお金がかかるわけです。アナログとデジタルが同時並行するのが非常にもったいないわけです。そこでいかにうまく移行期を短くしていくかが大事になってきます。北風と太陽という話がありましたけれども、私はどちらかというと、ここでは北風の方を言っておきたいと思うのですが、いついつまでにこうしていただきます、という期限を設けるのです。少しずつ普及していきますというアプローチももちろん重要ではあるのですが、インセンティブを設け、期限を設けていついつまでに、ということによって達成する、それによって大きな効果が出るという面はあると思います。

3つの背景として、やはりデジタル化、今、私は特に自治体関係にたくさん関わっ

ていますけれども、意外とお金がかかるということです。セキュリティーとか考えると大変に要求水準が上がってきますし、それから、やはり移行ということのコストとも本当に一時的なものとしても莫大にかかるということを考えると、かなり強い意思決定をして一気に進めることは大事だと思いますし、失敗せずにちゃんと効果を出すことが大事だと思います。

そして、最後にA I活用の点についてもう一言申し上げておきたいと思います。先ほどバイアスについての御指摘がありましたけれども、そのとおりだと思います。特に人の人生とか生き死にとかそういった重要な決定を左右するようなところへのA I活用はやはり非常に慎重になるべきだろうと思います。A I活用をするなというわけではないのですけれども、活用する場合には具体的には透明性であるとか、あるいはあくまでもやはり人の関与をなくさないで、人がやはり責任を持って意思決定をすることであるとか、あるいは不具合やエラーがあった場合への救済の仕組みとか、そういったことを同時に考えてA Iを賢く使うという制度設計が必要であろうということを申し上げておきたいと思います。

#### ○岡村座長

太田弁護士、お願いいたします。

#### ○太田西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士

私からは、国境を越えたE C取引に係る適正課税について1点意見と、それから、税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応について2点意見と1点御質問をさせていただきたいと思います。

まずE C取引の方ですけれども、資料4ページ目に今までの会合における主な意見を集約していただいておりますし、おおむね私もこのとおりだと思いますし、経済のグローバル化が進む中で各国の制度の中で相違があると、ゆがんでいるといいますか、制度が弱いところにこういった取引が集中してくるというようなことも考えられますので、これについては早急な対応が必要ではないかと思います。これに関連して、この4ページ目の3番の最後のブレットポイントに関連するかと思いますけれども、越境E Cを利用したB to Bの仕入れの話です。前回会合の最後でも御質問させていただいたのですが、資料9ページ目の下の注の※3ですが、個人使用貨物の課税価格決定の特例ですが、前回御質問させていただいた際に各国ではこのような制度はないと御教示いただきました。個人的な使用に供される輸入貨物については免税上限額が上がることを利用して、実質的に個人使用なのか、仕入れなのかというのは分からない形で取引をする、すなわち、この特例を利用してある意味で潜脱的な行為を行うということも考えられるかと思いますが、他国にはない制度なのであれば、これは導入されたときには相応の制度的理由があって導入されたものだと思いますけれども、現時点においては濫用事例が出ていることも踏まえると、この個人使用貨物の課税価格決定の特例は廃止した方がいいのではないかと思います。それが1点目です。

それから、税の公平感を大きく損なうような行為への対応に関して、資料5ページ目のところで検討に当たっての視点が書かれておりますけれども、この1つ目のブレットポイントでどのような効果を生じさせることが有効かという点なのですが、これは弁護士としていろいろな問題ある相手方と対峙をするときに罰則の適用などを当局に求めることなども多々あるのですが、やはり刑事罰ということだと、日本は精密司法の問題もありますし、なかなか実効的にこの罰則の適用はできないというのが本当に実態だと思っておりまして、行政罰を積極的に活用していかないと、制度の公平感が保てないと思っております。やはり課徴金のような行政罰を積極的に導入していくべきであろうと思っています。過去、調べると昭和36年の政府税調の国税通則法ができたときの答申の際に、過怠税を入れてはどうかという記載が入っていたようでございますけれども、眠っていたこういう提言みたいなものに再度光を当てるとということも必要なのではないかなと思っております。

それから、この2つ目のブレットポイントの取引相手・取引の範囲に関してですけれども、これは完全支配関係に限る必要はないと思いますので、支配関係にある法人ということなのだと思うのですが、移転価格税制などとの平仄からするとちょうど50%のものも入るという考え方もあろうかと思えますし、いろいろと見ておりますと移転価格税制はデット等で実質的に支配するようなグループというものも対象に含めているので、そういった資本関係は必ずしもないがデット等によって実質支配しているようなものも考慮しておく必要はあるのかもしれないと思います。それから、この取引の対象ですが、ここは佐藤先生が言われたとおり、国内取引であれば調査権は及ぶわけですので、これは国外取引に限定するということがよいのかなと思っております。また、対象取引に関しては、これは佐藤先生と近いのですが、役務の提供の対価に限る必要はない、もう少し広めに考えるべきということなのかなと思っております。

最後、質問と意見が併せてというような感じだと思うのですが、今の資料5ページ目の1つ目のブレットポイントで行政罰の適用と併せて推定課税との組合せというのは重要なのだらうと思っています。4ページ目の右の箱の3つ目のブレットポイントで親会社から配賦される経費の詳細が解明できなかったとあるのは、そもそも取引が存在していれば移転価格税制は推定課税で、取引が存在していなければ寄附金課税なのだけども、取引があるかどうか分からないので解明できずというようなことだと伺って、なるほどと思うところでございます。この点、平成29年度税制改正で外国子会社合算税制については特定外国関係会社の該当性への推定規定が導入されたように、4ページ目記載の場合については、取引があるのとないのとでは多分あるほうが納税者にとって有利ですので、納税者に有利に取引があると推定してしまうとした上で、移転価格税制の推定課税の適用を検討するというようなことも考えられるのではないかと思います。要するに、単なる推定課税ではなくて、課税要件に関して推定規定みたいなものを設けるというのも一案ではないかと思いました。

この関係で、質問は非常に漠としているのですが、このシェアードコストの事例はグローバルに非常に普及をしていて、移転価格税制上の対応も含めて、これは諸外国においても、課税上、非常に大きな課題になっているのではないかと考えております。こういったものについて各国、同じような悩みがあるのではないかと考えていますので、諸外国においてこのシェアードコスト契約について特別な対応が何か取られている事例があれば、是非御教示をいただければということでございます。

#### ○岡村座長

梶川委員、お願いいたします。

#### ○梶川委員

国境を越えたEC取引のお話なのですが、これは前回、前々回の整理の中でも私は、やはり徴税の現場の負担感というのは優先順位はどうしても一番になってしまうと思いますので、その負担感を前提に、負担能力が難しいということを前提に豪州方式のような形でよろしいのではないかと。ただ、それによる幾つかの弊害のようなものをどう抑えていくかという整理でよろしいのではないかとはいいます。

それから、税に対する公平感を大きく損なうような行為というお話ですけれども、それに関しましては、損金不算入のような形というのは十分考えられるのではないかとはいいます。ただ、移転価格の推定とかいろいろあるのですけれども、実際に親会社から配賦される経費の詳細とか実態という部分は現実にある資料をお取りになっていくという過程があったときにどのぐらいのものまでがいわゆる資料として全く不十分だよねと、全く資料提供がない話であれば、それは制度的な整理ですし、実態的に始められたときにこの配賦計算に関する適正性というのは、それこそ普通の会計的な原価計算なんかされるときでもとても難しいところがございまして、その経費の実態の把握が現実的にどの程度徴税の現場でお出来になるかということ、ないしはどこまでを求めるかということとはよく事例に即して検討していかないと、経費の提供割合は特にサービス労務経費の場合は相当難しさがございまして、無形財産に対するいろいろな価値というのも非常に難しいものですから、その配賦計算上の適正性を前提にどこまででそういうややペナルティ的なことを考えていくかということは、現実的に制度として始められると非常に難しさが出てくるところを事前にシミュレートしておいた方がいいのではないかとはいいます。

それから、デジタル化のところは太田先生のおっしゃっていた、私も全体のデジタルシームレスの中の協調領域というのは本当にある種、社会経済効果がある部分ですし、ある種、非常にPublic Goodsというお話にすごく納得できる部分で、そこに関してやはり社会的、社会経済的な効果性をはっきりさせながら、これは補助とか公費負担とかある種のPublic Goodsの提供なのだということをはっきりさせた発信をしてもいいのではないかと。それが全体の経済効果のより促進につながるということで、どこかで思い切って公費の投入も含めた全体のシームレス化、データ連携の協調領域

のところ、こういったところについて何か施策をここだけではないと思うのですが、考えていく話ではないかなと思いました。

○岡村座長

岩崎先生、お願いいたします。

○岩崎早稲田大学電子政府・自治体研究所教授

私から2点、コメントさせていただきたいと思います。

まず、個人住民税の現年課税化についてですが、中小企業等の負担も理解できます。一方で、デジタル政府の進捗あるいは昨今のAIやDXの急激な進展を受けてマイナンバーカードの普及やマイナポータル機能が拡充されていることは追い風であり、現住所の把握など、以前に比べればコストや時間も省力化できるようになってきたと思います。デジタル化は本来、中小企業や個人の負担減が目的でもありますので、既に委員の先生方が言及されておられたAIをどこまで活用できるのか、予測シミュレーションやシナリオづくりをすることが必要かと思います。本件はシステムや制度設計の面で総務省やデジタル庁などとの関係省庁と横断的に連携して、ユーザー視点も忘れずに進めていただきたいと思います。

2点目ですが、事業者のデジタル化に当たりまして、デジタルシームレスの推進はデジタルガバメント推進の面でも重要課題だと思います。一方で、恐らく3割程度の事業者がデジタル化ができていないのではないかと思います。この問題の一つにIT人材の不足があるかと思います。資料を拝見するに、インボイスですとか個人住民税でも請求書や帳簿作成のデジタル化が企業規模や予算が潤沢な企業ほどデジタル化が推進しやすいということは明らかでありますので、まずは中小企業への支援等の確立が先決かと思います。例えば人材採用を既に進めておられると伺っておりますけれども、継続して人材を確保して中長期的に内製化できるように専門部署を設置して民間企業とも協力しながら支援体制を構築するというのも一考かと思います。

申し上げた今の2点についてですけれども、いずれも世界の主要国で同類の問題をどのように解決しているのかという厳密な国際比較調査が必要かと思います。今は定年後の人口が急増する超高齢社会が進展している中ですので、既存の制度と異なる利便性のある補足システムが確立できないかと考えます。

○岡村座長

齋藤先生、お願いいたします。

○齋藤東京大学院法学政治学研究科教授

私は、税に対する公平感を損なう行為の関係資料3-2の5ページについて1点コメントと、質問が1つございます。まず新しい措置を入れるに当たっては一方では諸外国を見て、もう一方では従来ある措置との平仄等を見ることとなりますので、これはもう各委員がおっしゃった意見とある程度重なりますが、現段階ではまずは所得計算上の措置で考えていくという方向性があるのではないかと。つまり、国外の事業者

に対してダイレクトに例えば課徴金とか罰則ということになりますと執行管轄権の問題もありますので、そうすると、やはり所得計算上の措置、諸外国の7ページの表を見ましても証拠排除等々あるいは日本でいえば損金不算入という形でやるということになるかと。それと併せて、罰則を納税者に対して新しいものを考えていく。ただ、こちらはやはり従来ある罰則のレベルとか違反行為との比例性を考えなければならぬので、そこのバランスがあると考えました。資料の範囲をどうするのかも、これは義務の実体要件、それから、手続要件の立て方の話で、そうすると、そこの立て方によって例えば保存義務の範囲が従来より拡張するのであれば、それでもその対象外であることとか提示できないということについては最後のところでそういうものについては、正当理由ありとか宥恕すべき理由ありというような形で要件化をしていくのではないかと考えました。以上がコメントです。

質問は、非常に難しい事案、事例3のようなものについて今、出されました各委員の御意見、特に所得計算上の措置、納税者に対する所得計算上の措置、そこから罰則等を組み合わせて入れていけばこういうものについて現場の感覚として、これはある程度現時点では対応が可能になっていくとお考えなのか、それとも、国外関連社、国外親会社、ここは最初申しましたように執行管轄権の問題は非常に大きいのですが、何らかの国外親会社をターゲットにしたものがやはりないと難しいと考えられるのかという、その辺の現場感覚を教えていただけるとありがたいなと思いました。

#### ○岡村座長

山口特別委員、お願いいたします。

#### ○山口特別委員

私からは、デジタル化に関して3点ほど簡単な御質問と混ぜてさせていただければと思います。

デジタル化の連携の普及については、様々問題があることは御説明のとおりだと思いますけれども、特に普及に当たっては使われているソフトウェア、よく活用されていて、よく皆さんが使ってらっしゃるソフトウェアに特に重点的に何かの投資をするか、何かの対応をしていくと、より多くの広範囲に活用していただけたらと思っています。Peppolの御説明をいただいて、こういったものがあるのかと思ったところでございますけれども、税務ソフトについても有名なソフトウェアがあるそうですので、そういったソフトウェアから重点的にやっていったらいいのではないかと思います。

もう一つは、普及のALL e-Tax、全体の提出については今日、先ほどから北風と太陽の話でどちらに当たるのか分からないですけれども、デジタル化して提出して下さったところについては特に何か税制の優遇をすとかで、より皆さんがALL e-Taxの普及に対して取り組んでくださるのではないかと思います。実際、ALL e-Taxで出して下さった企業さんは紙の処理がないわけですから、その分、税金、国税の担当者のコストがかからないはずで、そのコストをうまく皆さんに還元できるという

かなと思ったところです。

あともう一つは、A Iのところを一つ御指摘をさせていただきたいのですが、ある調査によりますと、日本国内はA Iに対する反発度が特によくはないというようなデータもございます。例えばベトナムですとか諸外国の中でも割と小さい東南アジアの国はもうほとんどの9割の人がA Iを信じるけれども、日本人はA Iを信じないといったデータもございますので、そういった国民性も加味した上での普及活動とか活用を考えないと、実際ここにいらっしゃる皆さんはきっとA Iを活用してどんなに便利だと思っただけで、活用がうまくいっていらっしゃる方々ばかりだと思いますが、現実に活用をしなければならぬ立場の人がそこまでの理解力と申しますか、そこまで利用に対してポジティブな気分になるかということとそういうわけではないので、そこをどのようにやっていくかが難しいところだなと思って聞いていました。

#### ○岡村座長

渚先生、お願いいたします。

#### ○渚神戸大学大学院法学研究科教授

資料のデ3-2の5ページで、既に委員の先生方からコメントがたくさんあるところですが、基本的に佐藤先生や齋藤先生がおっしゃっていることに賛成です。私が思うには、こちらの問題はいろいろな厳しい措置に一見見えるようなものがあるけれども、こういったものはインセンティブとして作用すべきであって、基本的にはこれらが実際に罰則とか制裁が適用されることはなくて、こういうことが将来あり得るということを前提に当事者、納税者が課税関係の確定に必要な情報というのを早めに出す、そういうような設計であるべきと考えておるところです。

#### ○岡村座長

それでは、一応質疑が一巡したところで、御質問が3点ほど出ていたかと思えますけれども、まず主税局税制第二課の田中課長から、御質問についてコメント可能であればお願いいたします。

#### ○田中主税局税制第二課長

辻先生から御質問いただいた件についてお答えしたいと思います。御指摘いただいたのは資料13ページに関連するお話でございました。EU方式と豪州方式、御指摘のとおり、ここにありますようにEU方式も導入当初は混乱があったが、現在は問題なく実施できているというような御意見もありました。他方で、これはあくまでも相対的な話かと思っております。2つ目にありますように、やはり依然としてその処理が追いつかずに処理遅延あるいは貨物の滞留が発生するという御指摘、これは通関業者等から複数、EU方式については指摘があったところでして、他方で豪州方式についてはそのような声は基本的には聞こえてきませんでした。それでお尋ねの果たして何が問題なのかということなのですが、例示を挙げていただいたうちの例えばシステムであるとか、あるいは制度固有の問題であるとかということではないの

であろうと思います。むしろ同じく例示いただいたように、人手不足といいますが、やはり執行体制をどう確保するか、その通関現場の課題が一番重いのだらうと思っております。

前回5月の会合で関税局の方から紹介がありましたが、特にやはり挙げるとすれば、一定金額以下の国際郵便貨物、これについては賦課課税方式が採用されております。これがあらかじめ課税されていない貨物について、すべからく課税するEU方式というところを取るとした場合に相当税関の現場に件数の増大によって負担がかかるのであろうということは一つ大きな課題であろうと思います。

そうは言いますが、制度としてはEU方式が徹底しているというような見方もございますので、引き続きそのEU方式と豪州方式の実態の把握ですとか、あるいは検討していく上で制度の公平性、どれほどその制度として徹底させるかということと、それから、徴税コストなり現場の負担なりとのバランスだと思っておりますので、そうしたことについて実態あるいは分かりやすい説明について引き続き深めてまいりたいと思います。

#### ○岡村座長

国税庁の方から御質問へのコメントがあれば、お願いいたします。

#### ○山崎国税庁課税部課税総括課課税企画官

まず弁護士の太田先生からシェアードコストの問題について諸外国でも共通する悩みがあるのではないかと、どういう対応をしているのかという御質問をいただきました。これは実は2段階に分かれた悩みがありまして、一つ目は、例えば日本の会社が国外の親会社からシステム利用料の分担分として幾ら支払ってくださいと、そういった請求書があった場合にそのまま支払っているというものがございまして、私どもとしましては、そこはどのシステムの利用料ですかとまず聞きます。そのシステムが日本の会社に関係するものというのが分かってからその対価の妥当性について検証します。その後者については、いわゆる移転価格の問題なのでもうかなり国際的に議論が進んでいまして、例えば算定の根拠を示すローカルファイルをちゃんと保存しておきなさいですとかそういった対応はできております。

他方で、その前の段階の何の利用料ですかというもっと原資的なところが日本国特有の問題と言っているかどうかわかりませんが、その根底にあるのはやはりいわゆる課税処分の立証責任が一般的に課税庁側にあるというプラクティスの関係で、なかなか私どもがこれはどのシステムですかと聞いて親会社に聞かないとわかりませんと言われた時に、果たしてそれだけでどういう事実を確認できるのかという、そういった調査の協力を得られないという事例がありますので、この部分については大変恐縮ながら、外国であまり問題になっていることは聞いたことがないというのが実情です。

2点目、齋藤先生から、今回議論していただいているような何らかの所得計算上の措置ですとか罰則が日本の国内法人にかかるようなことになればそういう資料が手に

入るのでしょうか、それとも、国外の親会社等を射程にした何か特別の措置が要るのでしょうかという話でしたが、あくまで実務者の感覚としましては、前者で国内の法人の損金不算入なりの何らかのディスインセンティブ、もしくはインセンティブがあればそこを通じて親会社から情報が取れるというような感覚を持っています。

#### ○岡村座長

佐藤特別委員、お願いいたします。

#### ○佐藤特別委員

すみません、簡単に追加意見します。資料のデ3-2の5ページですが、新たな罰則の強化が不適切なのは弁護士の太田先生のおっしゃったとおりです。新たな行政制裁ですが、比例原則の下で大きな会社もそう大きくない会社も様々ある中、執行罰のような制度を具体的に機能させる、例えばその金額というのは幾らなのか。遅滞1か月について幾らの行政制裁を科すのかというようなことは制度設計上も極めて難しいと思います。この点が、私が所得計算上の措置を優先的に考えている理由であり、かつ、これは損金不算入というような形で最終的に容易に制度化し得るだろうという見込みもあるからであります。

#### ○岡村座長

以上でこれらについての意見交換の時間を終了したいと思います。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

それでは、資料のデ3-5「個人住民税の現年課税化」について、総務省自治税務局市町村税課の水野課長、よろしくお願いいたします。

#### ○水野自治税務局市町村税課長

資料の2ページですけれども、この現年課税についてですが、2年前に政府税調でお出しいただいた答申の中に言及されておりました、その内容がここに書かれています。2行目ですけれども、現年課税化に係る課題と対応の在り方について検討していくことも重要ですと、このようになっております。

ここからは個人住民税の現状がどうなっているかということについてまず御説明をしたいと思います。3ページをお願いいたします。まず住民税の計算の仕組みです。左から収入金額があり、収入から経費を引いて合計所得金額が出てきて、所得から所得控除を引いて課税所得金額が出ます。こういうプロセスになってございます。このうち、所得を出すところまでは所得税と同一計算となっておりまして、それ以降の所得控除をしてから課税所得金額を出す、ここから個人住民税独自の計算体系となっており、所得税とは異なる仕組みとなっております。この所得を出す段階のところに書いてございまして、前年中のとありまして、前年の所得税の所得計算を使っているというような仕組みになってございます。

4ページにまいりまして、では、なぜ個人住民税ではこの前年の所得を使っているのですかと、その理由を簡単に整理したものでございます。1つ目の○でございませ

けれども、所得税の方は現年課税をしております。現年所得で課税している所得税と同様の仕組みを仮に個人住民税にも採用した場合には、所得の把握等について所得税・個人住民税の手續に重複感が生じる。これを避けるために所得税の課税資料を活用することにより、調査事務の簡素化・効率化を図りましょうと、そういうものが1つ目でございます。2つ目が、1つ目の○と非常に関連する内容でありますけれども、給与支払者においては、毎月確定した税額を徴収すればよく、所得税のような年末調整が不要となる。こういったことから前年所得課税としているところでございます。

5 ページにまいります。今、申し上げた実務的な課税・徴収の仕組み、所得税・個人住民税通してどうなっているかというのをまとめたものです。左上の水色のところが所得税に関する給与支払者の方の業務となります。扶養親族等の確認から始まり、毎月所得税の税額を計算して源泉徴収していただいて、そして、最後、年末調整をして年間の所得を確定させて所得税の源泉徴収票が出来上がる。ここまでが所得税の作業になります。ここから、この源泉徴収票、我々の方では給与支払報告書と呼んでおりますが、これを従業員の1月1日住所地市区町村に送っていただいて、ここから住民税の作業が始まります。この送っていただいた給与所得の情報とそのほかの所得情報などを全て名寄せして市区町村が住民税の税額計算をいたします。そして、その内容を企業等へ通知し、図の右側へ参りましてオレンジの点線の中でございますが、この通知された税額を毎月の給与から天引きしていただいて住民税の徴収をしていただく、こんな仕組みになってございます。

こういった仕組みになっているがために、住民税の徴収については企業の方の御負担は天引きをするということだけになっておりますけれども、水色の中で計算された所得税の確定情報を使って市町村が計算するという仕組みになっているがために、どうしても時期的に前年の所得を使わざるを得ないと、そんな仕組みになっているということでございます。

6 ページは参考資料でございますのでこれは飛ばしまして、7 ページに参ります。一方で、現年課税化についてもこれは意義があることだろうと考えておりまして、その意義についてまとめてございます。1つ目の○でございますけれども、所得発生時点と納税の時点を近づけることで前年より所得が減少した者の負担感が減少する。これは翌年、仕事を辞められた方とかそういった方を念頭に置いたものでございます。2つ目ですが、これも1つ目のものに近い話ですけれども、所得税と同時期に課税が行われる結果、税を負担する者にとって分かりやすいものとなる。そして、最後の○でございますけれども、これは徴税側の観点ですが、収入発生時に税を徴収するため、徴税が容易になり、税収の安定的確保に資する意義はあるだろうと考えてございます。

なお、一番下の括弧にございますとおり、昭和43年、今から50年位前ですけれども、そのときの政府税調の答申においても、この現年所得課税の意義については同じようなことが触れられているといった状況でございます。

8 ページですけれども、先ほど申し上げたとおり、現年課税化についても意義があることでありますが、仮にそれを実行した場合、どんな論点があるだろうかというのを簡単にまとめたものです。1 つ目ですけれども、これは給与支払者の方から見た場合の論点となりますが、個人住民税の課税方法を所得税と同様の現年所得課税とした場合、給与支払者において以下のような業務の発生が想定されることについてどう考えるか。4 つほどポツがありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、今の住民税では給与支払者の方は住民税額を計算するという作業はございませんが、現年課税になりますと源泉徴収税額を算定していただく必要があるだろうと。そして、これは制度設計の仕方にもよりますけれども、年末調整が必要になってくるかもしれないといったことについてどう考えるかということでございます。2 ポツ目でございますけれども、こちらは課税団体側の話になりますが、課税団体側でも恐らく業務が結構変わってくるという点についてどう考えるかということでございます。1 つ目のポツとして、これも制度設計の仕方によりますが、仮に市町村のほうで年末調整をやるとなった場合には、現行では市町村ではほとんど発生しない還付の業務などがかなり大量に発生しそうですが、それをどうするかということです。続いて3 ポツ目ですけれども、これはかなり技術的な話ですが、現年所得課税への切替え時においては、恐らくある年の所得について全く税負担をしないようなものが出てくる可能性があります。それについてどう考えるかというのが3 つ目でございます。

以下、参考ですけれども、9 ページ目には現年課税に係る関係団体の意見をつけさせていただきます。

そして、その後ろの参考資料におきましては、総務省の中で個人住民税検討会というのがありまして、その中で住民税の現年課税化をした場合、どんな方法がありますかというのを議論してございます。その資料を11、12ページにつけております。

#### ○岡村座長

それでは、質疑応答、意見交換に移りたいと思います。御質問等がある場合には、会場にいらっしゃる方も含め挙手ボタンを押してください。私から指名させていただきますので、指名された方はミュートボタンを解除して御発言ください。

事務局への質疑については、後ほどまとめて回答させていただきます。

佐藤特別委員、お願いいたします。

#### ○佐藤特別委員

資料のデ3-5の4ページの前年課税の理由とともに7ページに現年課税化の意義を書いてくださっています。この種々問題がありそうな現年課税化をここで議論するという事は、何らかの意味でやはり個人住民税の前年課税がうまくいかない場面が出てきている、つまり、2ページにあるように働き方の多様化とざくっと書いてありますが、そういう経済社会状況の変化によって、どうも前年課税の仕組みが少しきしみを上げているのではないかというような問題意識がなければこれは議論にならない

と思うのですけれども。事務局はどのような実際的な不都合とか、あるいは課税団体の困っている点などをどのように把握していらっしゃるか伺えれば幸いです。

#### ○岡村座長

山口特別委員、お願いいたします。

#### ○山口特別委員

今の佐藤特別委員に重複するのかもしれないですけれども、この前年課税が今までも数十年と皆さんに使われてきた中で、なぜ改めて前年課税に大きな問題があるとお考えなのかというのは少し疑問が残るところでして、誰にとってメリットがあるのかが少し明確になりますともう少し議論がしやすいように感じております。と申しますのは、所得が減少した者への負担感を減少するみたいなことに関しては別の枠組みでそこに対しての減免などについてあると伺っておりますし、分かりやすさは確かにそうかもしれないけれども、というところがちょっとございまして、これはどのような方々の御要望が特に多くこの点があるのか御存知なら教えていただきたいと思いました。

#### ○岡村座長

弁護士の方田先生、お願いいたします。

#### ○太田西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士

今、佐藤先生や山口先生がおっしゃったことと重なる部分があるのですけれども、今日配付をされた阿部特別委員の意見書の3番のところに個人住民税の現年課税化について事業者側について納税事務負担の増加を招くので断固反対であると書かれていて、いろいろな事務負担が増加する方々、市町村を含めていろいろ抵抗感があるのは理解できる場所ではあるのですが、一方で、現年課税化について所得が生じた年に徴収するというのが本来の在り方であるというのは理解はできる場所であります。

ただ、これは結局のところ、なぜ現年課税化をしなければいけないのかという意義がいろいろな意味で十分に理解されないと、なかなかこの現年課税化は難しいのではないかと感じておまして、例えば、資料7ページ目のところに現年課税化の意義が書いてあるわけですが、特に3つ目の○のところに税収の安定的な確保に資するという部分なのですが、実際に所得がある年だけ跳ねて、翌年から減少して、その結果、所得が減少した年に前の年の地方税を払うということで、結構その支払いに苦しむというような実態というのはよく話には聞かれますが、これを何らかの形でデータ化したものはないのかと思いました。例えば、地方税の滞納処分はまだ進んだ全体の件数の中で、所得の前年からの大きな減少に伴って滞納処分に移行せざるを得なかった人の割合がどれぐらいいるとか、そういう何がしかのデータがないとなかなかこれは事務負担が増加をする方々の納得を得られにくいと思うのです。そういうデータは今、あまり無いのだというお話だったのですが、そういうものをある程度データとして準備をすることがまずはこの現年課税化に向かう一歩ではないかと思

った次第です。

#### ○岡村座長

辻委員、お願いいたします。

#### ○辻委員

今回の説明を聞きますと、それこそ現年課税化することによって事業者の方も、それから、自治体の方も非常に負担がかかるというのは分かりました。私が逆にお伺いしたいのは、次の点です。確かに、現年課税化できれば全体としては分かりやすくなるのかもしれませんが、今回、所得税、住民税の控除の在り方を議論したとき、住民税の方は地域社会の会費的色彩が強いということで、住民税と所得税で基礎控除の在り方が異なりました。

となると、所得税も住民税も、その根拠をシンプルに、分かりやすく説明することが重要だと考えると、いたずらに無理に2つを重ねるよりも、住民税は住民税として、それから、所得税は所得税として、それぞれの課税の在り方がシンプルに示されているというのも、一つの理想ではないかと思います。7ページの昔の税調の答申の中で、両方とも現年課税化することが理想だとされていますが、それが果たして本当に、今でもそうなのか。いたずらに難解にすることはよくないと思うのですが、シンプルに異なる税目とその課税方法を指し示すということの方が、理想に近いような感じもするのですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

#### ○岡村座長

梶川委員、お願いいたします。

#### ○梶川委員

私もほとんどの皆様がおっしゃっていることと同意見です。資料7ページの現年課税化することの意義にやはり納得がいくメリットが書かれているとはあまり感じられなくて、前年より所得の移動といっても、ここに※印がついているようにある特定の退職であるとか株式の譲渡とかそういったものについては現在でも現年課税が行われているということで、普通の経常的な収入に対してそれほど大きく変動されるという機会はそれほど多いわけではないとすれば、このメリットというのは特定の方の特定の場合の負担感が減少するというお話かなという気がいたします。収入が前もってあるわけですから、少し住民税についての知識を持っていただければ問題はないのではないかと。

あと下の方の話も同じようなことですが、分かりやすいことがそれほど意味のあることなのかなと。分かりやすいと本当になるのかということもございますし、それから、税収の安定というのは逆に言うと予測可能性という意味では逆に自治体もある程度前年のものを基準に当年の税収というようなことであれば、それはそれで安定的な確保の予見可能性の高まりということで、逆にそちらはそちらで今の形でも十分ではないかと思えます。

## ○岡村座長

宮永特別委員、お願いいたします。

## ○宮永特別委員

今まで御意見があったことと重なるところも少しあるかと思いますが、事務負担の問題は大企業の場合はある程度耐えられるところもあると思いますが、やはり中小企業の負担は大きいものになると思います。また、1月1日居住地というように、当該市町村による確認を（最終的に）正しいものとして再確認しなければならないという、その負担というか、ミスした時の対応、さらには、申告した住民票の移転の問題（転勤他）など様々なことに対する実務上の難しさはいろいろとあります。現実には、例えば、健康保険を含む様々な保険の問題などの手続きにしても、特に単身赴任時などは、（ピンポイントのタイミングで行うことは）なかなか難しいと思います。それでも、その事務負担になんとか耐えられる企業がある一方で、中小の企業で工場などが地域的に散在しているところなどは、非常に大変になるのではないかなという感じがいたします。この辺りの問題は、やはりデジタル化などの浸透によって様々な意味合いで少し事務負担が改善されてきたと思われる社会になって、改めて現年課税化を本当にやった方がよいということになって、デジタル化でよくなっていく分との関係で、大体なんとかなりますというような説得力のあるプランをきちんと作っていただくのが良いかと思います。まずは、一番困る中小の企業の方たちの目線を少しでも大事にしていればありがたいと思います。

次に、現年課税への切替え時の問題に関して、所得の高い人はどちら（の適用制度）でも納税義務の方を優先すべきだと思いますが、所得の低い層の方は住民税の負担が結構大きいことを考えますと、切替え時にちょっとピークが立つというようなことについての配慮とかそういうこともいろいろと検討しておくべきではないかという感じがいたします。

## ○岡村座長

齋藤先生、お願いいたします。

## ○齋藤東京大学院法学政治学研究科教授

私からは、資料8ページの論点の2ポツの所得情報の名寄せで、所得情報は社会保障などの分野で活用というところについて1点コメントをさせていただきます。

社会保障などの分野では、所得のデータについて市町村が持つておられる情報、それは住民税の情報がベースになるので、それでそちらが前年度になっているのでいろいろ調整しなければ問題が起きるということはありません。例えば高校授業料の無償化について、これは前年度の所得等で把握をするものですから、その間の変動とか早生まれの子供がいた場合にどうなるのかという課題があったのですね。ただ、これはやはり住民税を今日御説明、議論があったように前年度にしているというのには、それはそれで十二分な理由が今でもあるので、そうすると、前年度ベースの住民税情報、

それから、住民情報を使っている各分野の方でやはりこれは補正をかけていく、ファイナチューニングをしていくという方向性なのではないかと考えました。先ほどの授業料無償化の所得についてもそういう解決が図られたと記憶をしております。

遠い将来を見据えて、それは一元化すれば現年度で、そうすると、もう一気通貫で全部が解決するという、それは理念なり理想像としては分かるのですが、現在のところはこの所得情報をいろいろ活用されている部分については今のような感覚を持っております。

#### ○岡村座長

庄司先生、お願いいたします。

#### ○庄司武蔵大学社会学部教授

今の御意見と重なるところも多いですが、私も現段階では事務負担などを考えると難しそうだと思います。将来像として、まず個人の収入が幾らでとか、その所得が分散していても名寄せができて、それから、様々な社会保障とか国税とか地方税が一元的にちゃんと個人単位で把握ができるようになって、よく確定申告の項目や数値がもうあらかじめ全部入っていて本人が確認すればいいだけ、のようになったらいいねという話がありますが、そういったデータの連携・統合の基盤ができたならば、現年課税ということも考えられるようになるのかなと思います。ただ、逆に言うと、そういうデータ連携の基盤ができれば、その上で前年課税なのか現年課税なのかという話ができるようになっていくのではないかなと思います。先ほどデジタルシームレスとありましたけれども、個人におけるデジタルシームレスみたいなことをしっかり準備をしていった上でこういう話ができるようになるのではないかなと思います。

#### ○岡村座長

それでは、水野市町村税課長から御質問についてコメントがあれば、可能な範囲でお答えいただければと思います。

#### ○水野自治税務局市町村税課長

様々な御意見、ありがとうございます。幾つか質問の方を整理いたしますと、まず、そもそも今の制度で何か困っていることはあるのか、変えることによってどんなメリットがあるのかということについてまずお答えさせていただきたいと思います。具体的に困っているかどうかという話になりますと、こちらの方に対して現年課税にしてくれというようなお話が自治体などから出ているというわけではありません。資料9ページを見ていただきますと、やや古くはなりますけれども、全国町村会からは、現年課税については慎重に検討することといった意見も出ている状況でございます。ただ一方で、この現年課税化につきましては、古くは50年前から指摘されていることで、また、2年前の政府税調の答申で御指摘をいただいていることですので、我々としては、これは宿題としてずっと背負っているものだと考えているところです。そういう中で、先ほどデジタル化について、それが出来上がった暁には、というお話が

ありましたけれども、我々もそのように認識しておりまして、すぐには難しいかもしれませんが、いつかできるかもしれないということで日々研究を進めていきたいと、そんなスタンスで取り組んでいるところでございます。

そして、あと昭和43年の政府税調の答申は本当に正しいのかと、あとはこの意義について納得感がないのではないかとといった御質問をいただいております。これについてはなかなか私もコメントが難しいところですが、現年課税の方がいろいろメリットがあるというのは、理論上はそうなのであると考えておりますが、一方で、今日も様々たくさん御指摘いただきましたが、実務上の課題は非常に大きいと理解しているところでございます。

#### ○岡村座長

ありがとうございます。他に、もし御質問、御意見等ございましたら出していただけますか。よろしいでしょうか。

それでは、どうも皆様ありがとうございます。以上で意見交換の時間は終了したいと思います。

本日は、各議題について皆様からの様々な御意見や御指摘をいただいたものと考えております。活発な御議論をいただき、ありがとうございました。

次回の専門家会合の開催日時等については、改めて事務局から御案内をいたします。

本日の会合の内容につきましては、この後、事務方から記者ブリーフで御紹介をしたいと思います。

スムーズな進行に御協力いただきましてありがとうございました。本日の会合は以上です。大変お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございました。

[閉会]